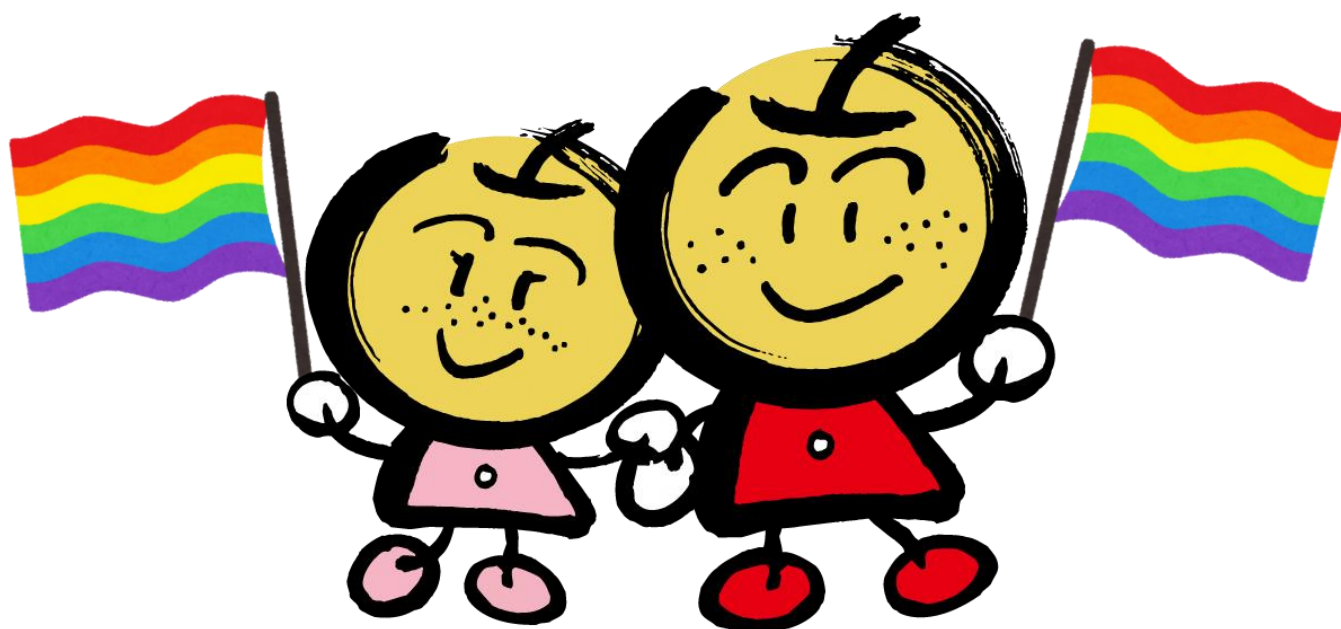


白井市職員・教職員のための

性の多様性に関するガイドライン



令和 6 年 9 月改訂

白井市

目次

はじめに	- 1 -
1 多様な性に関する基礎知識	- 2 -
(1) 性の4つの要素	- 2 -
(2) LGBT・その他セクシュアリティについて	- 2 -
2 市民への対応	- 4 -
(1) 窓口・電話での対応	- 4 -
(2) 公的証明書類の性別欄の取扱い	- 5 -
(3) 公共施設の利用	- 5 -
3 職員への対応	- 6 -
(1) 職場内での言動	- 6 -
(2) ハラスメントに係る相談体制	- 6 -
(3) 採用時の対応	- 6 -
4 児童生徒への対応	- 7 -
(1) 学校内の体制	- 7 -
(2) 教職員の理解	- 8 -
(3) 教室における配慮	- 8 -
(4) 課外活動等における配慮	- 9 -
(5) 事務・手続き等における配慮	- 9 -
5 相談窓口（参考）	- 10 -
(1) 民間の相談窓口	- 10 -
(2) 千葉県の相談窓口	- 10 -
(3) 白井市の相談窓口	- 11 -
参考資料	
・各種様式等における性別記載方針	- 12 -

はじめに

近年、LGBT などの性の多様性について、各自治体の取り組みやマスコミによる報道などで取り上げられているものの、依然として社会の理解が低い現状にあり、社会生活の様々な場面において、偏見や差別により精神的な苦痛を受けているなど、自分らしく生きることが困難な状況におかれている人がいる現状があります。

性の多様性についての理解を促進していくためには、職員が性の多様性について正しく理解し、適切な対応をしていくことが重要となります。

市では、平成28年3月に策定した、白井市男女平等推進行動計画において、「誰もが自分らしく輝ける、誰もがその人らしさを尊重できる、真の男女平等社会の実現」を基本的な考え方として定め、男女平等社会を「全ての人が性別に縛られず、それぞれの意思と能力に応じて多様な生き方・働き方ができる社会、自分自身の自分らしさ（＝それぞれの選んだ生き方・働き方）を肯定でき、かつ、他者の自分らしさを尊重できる社会」と定義しました。

また、令和3年3月に策定をした、白井市男女平等推進行動計画後期実施計画に「性的少数者に関する啓発の実施」及び「性的少数者に配慮した対応マニュアルの作成」を具体的な取り組みとして加え、性の多様性などへの理解促進に努めているところです。

本ガイドラインは、職員一人ひとりが多様な性に関する理解を更に深め、市民サービスの向上やすべての職員がいきいきと働ける職場づくりのために生かされることを期待します。

また、このガイドラインは、市職員（会計年度任用職員、再任用職員含む。）・教職員を対象として作成したのですが、市民、事業者等においても参考にさせていただくことを想定しています。

多様性を認め合うことで、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指していきましょう。



1 多様な性に関する基礎知識

性のあり方には身体の性以外にもさまざまな要素があります。性を構成する要素は主に4つの組み合わせによって形づくられていますが、この組み合わせは多様であり、「性はグラデーション」と言われることもあります。

(1) 性の4つの要素

身体の性	身体つきなどの生物学的な性
性自認（こころの性）	自分が認識している性別
性的指向（好きになる性）	恋愛感情がどのような性別に向いているか
性表現（表現する性）	言葉遣いや服装など見た目の性別

★一人ひとり顔や性格が違いうように、性も人それぞれ多様です。自身の性を決めることを望む方や、決められない、わからないという方もいます。性は個人の尊厳にかかわる大切な問題です。

(2) LGBT・その他セクシュアリティについて

LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つです。

L	レズビアン	同性を好きになる女性	性的指向
G	ゲイ	同性を好きになる男性	
B	バイセクシュアル	同性も異性も好きになる人	
T	トランスジェンダー	心と身体の性が一致しない人など	性自認

LGBTのほかにも、性的指向や性自認がはっきりしない人、決めなくなかったり、わからなかったり、悩んでいる人や自分を男性・女性のいずれとも認識していない人などもあります。

LGBT 以外にも様々なセクシュアリティに関する言葉があります。

頭文字	用語	意味
X	エックスジェンダー	「女性/男性」の2 択に捉われない性自認が中性の人 女性でもあり男性でもある、女性でも男性でもない、 性別を決めたくない人
P	パンセクシュアル	全てのセクシュアリティの人を恋愛対象とする人、全 性愛の人
A	アセクシュアル	誰に対しても恋愛感情や性的関心を持たない人
Q	クエスチョニング	自身の性自認や性的指向が定まっていない又は定めな い人、分からない人
I	インターセックス	生物学上の性発達が非典型な場合を指す

その他の用語

用語	意味
SOGI (ソジ・ソギ)	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった総称で、国連の諸機関で広く用いられ、全てのセクシュアリティにかかわる LGBT よりも広い概念
ヘテロセクシュアル	異性愛者 (「心の性」が女性で男性を好きになる人、「心の性」が男性で女性を好きになる人)
シスジェンダー	心と身体の性が同じ人 ⇔ トランスジェンダー
アライ	性的少数者を理解し、応援、支援する人
クローゼット	自らのセクシュアリティを自覚しているが、誰にも話していない状態
カミングアウト (表明)	自らのセクシュアリティを自覚し、他人にそれを開示すること
アウティング (暴露)	ある人のセクシュアリティについて、本人の承諾がないまま、第3者に暴露すること
MTF (Male to Female)	出生時の「身体の性」が男性で、「心の性」が女性の人
FTM (Female to Male)	出生時の「身体の性」が女性で、「心の性」が男性の人

★記載したセクシュアリティは一例であり、他にも様々なセクシュアリティがあります。

★レインボーフラッグ

LGBT の象徴とされる6色の旗で
性の多様性を尊重する姿勢を表現するシンボルとして
使用されています。



2 市民への対応

公務に従事するにあたって、性的指向や性自認に関して必要な配慮は、人権の観点からも求められるものです。

一人ひとりが異なるように、性的指向や性自認の思いの強さや受容の程度は人それぞれであり、対応方法は1つではないことから、事務を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが大切です。

市職員として、普段から性的指向や性自認に関して理解を深め、どのような対応が求められるかを考えてみましょう。

※参考【府中青年の家事件】

～平成2年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例～
平成9年9月16日東京高裁平成6年（ネ）1580号抜粋

「・・・都教育委員会を含め行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである。」

（１）窓口・電話での対応

本人が、自身の保険証や住民票、戸籍又は全部（個人）事項証明、マイナンバーカード等を提示する際には、書類上の性別と本人の外見等の性別が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞き直したり、大きな声で確認することは避ける必要があります。

また、電話対応では、性別が相手の周りにいる人々に判明しないよう配慮し、相手に性別を答えさせるような質問はしないようにするなど相手の意向を確認しながら会話を進め、声質で相手の性別を決めつけないようにします。

指定管理者や委託事業者など行政サービスに関与する者に対しても、性的指向や性自認に関する知識を持ち、人権侵害となるような行動をとらないよう周知や指導に努める必要があります。

※参考【対応時の留意事項】

○職員一人の行動・発言が「白井市役所」としての対応になることを忘れてはいけません。

○性的指向や性自認は多様であることを理解しましょう。

○固定観念や先入観、偏見をもたないようにしましょう。

○性別や関係性を決めつけるような表現はできるだけ避けましょう。

（例）夫、妻、旦那様、奥様⇒配偶者、パートナー、お連れ合い

男らしい、女らしい ⇒ ○○さんらしい

お父さん、お母さん ⇒ 保護者の方、ご家族の方

○パートナーが異性とは限りません。行政サービスの申請時などに、生活状況や家庭環境について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないことを踏まえる必要があります。

○行政サービスの提供に必要な範囲を超える詮索は、プライバシーの侵害となるので十分注意する必要があります。

※参考

【本人確認における対応事例】

- 書類の確認は、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいですか」など、性別や氏名が周りにわからないよう書類の指差等で確認する。
- 窓口で呼び出す場合は番号等が望ましいが、氏名を呼ぶ場合には苗字だけにするなど周囲に性別が判明しないよう配慮する。やむを得ずフルネームで呼ぶ場合は、あらかじめ了承を得ることや、呼び方について確認するなど工夫する。
- 性別の確認に固執することなく、生年月日や住所等、他の方法で確認する。
- 一連の手続きで他の窓口につなぐ場合は、多重確認しないように工夫する。

【電話対応における対応事例】

- 「～をお聞きしてもよろしいでしょうか」
- 「～という理解でよろしいでしょうか」
- 「お答えにくい場合は、お答えいただかなくて結構です」など、の言葉を使い、相手の意向を確認しながら対応する。

※ 声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。



（２）公的証明書類の性別欄の取扱い

市では、別添参考資料のとおり「各種様式等における性別記載方針」を平成３１年３月に策定し、各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理したところですが、今一度すべての書類について点検し、性別欄を設けている書類については、改めて必要性和記載方法の確認をしてください。

また、性別情報を収集する場合は、明確に性別が分からないと業務上支障がある場合を除いて、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、書類の目的に応じた配慮を行ってください。

記載例

- ①男女の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。

【例１】 男性 女性 無回答

※該当に○をつけてください。（記入は任意です。）

【例２】 ☐男性 ☐女性 ☐ []

※該当に✓を付けてください。（記入は任意です。）

- ②自由記入とし、未記入も可とする。

性別 []

※答えたくない方は記入不要です。

（３）公共施設の利用

トイレや更衣室などの使用に関しては、本人の意思をなるべく尊重した対応や、他の利用者との調整をどのように行うか等について、あらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、性別による区別のない多機能、多目的トイレ・更衣室等を別に設置することもある有効ですが、その利用のみを強制するのではなく、本人の意思や他の利用者の状況等により対応する必要があります。

特定の方々だけに利用を限定しているような表示は、かえって当事者への配慮を欠くことになり得るので留意する必要があります。

3 職員への対応

誰もが働きやすい職場を実現させるためには差別やいじめ、ハラスメントがないことが重要です。性的指向や性自認に関わらず、何気ない態度や言葉で相手を傷つけている場合があることを理解し、十分注意しましょう。

(1) 職場内での言動

性的指向や性自認は個人の尊厳に関わる事柄です。性的指向や性自認を揶揄する不用意な発言は、職場の雰囲気や和ませることはなく、差別的言動であることを認識しなければなりません。性的指向や性自認は個人の特性であり、このような差別的言動は人権侵害であり、当事者である本人や、親族などに当事者がいる職員にとっては、精神的苦痛となることに留意する必要があります。

(2) ハラスメントに係る相談体制

ハラスメントに関する相談窓口において、性的指向や性自認に起因するハラスメントの相談に応じるなど、ハラスメントのない職場環境を目指す必要があります。各所属長や上司が相談を受けた際には、本人の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮するとともに適切な対応に努める必要があります。

自身の性的指向や性自認を職場に秘匿していたにもかかわらず、本人の了承なく他の職員や上司に伝えることは絶対にしてはいけません。

本人の性的指向や性自認について、他の管理職や周囲と情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取ったうえで行い、本人の了承なくプライバシーや個人情報に周りに知られることがないように徹底する必要があります。

(3) 採用時の対応

採用の可否は、仕事の適正や職務上の能力で判断するべきであり、性的指向や性自認による採否判定を行ってはいけません。また、面接時には、外見、性別と一致しない服装など、職務上の能力に関係ないことについて、差別的言動や相手を傷つける行動をとってはいけません。

4 児童生徒への対応

平成28年4月に文部科学省は「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発出し、教職員の理解を促進する方針を示しています。

児童生徒の中にも性的少数者が一定数いることを前提に、学校として先入観をもたず適切に対応する必要があります。さらに、学校と同様に、図書館、児童館等の児童が集まる施設の職員にも、正しい理解を促進していく必要があります。

（１）学校内の体制

①差別・いじめに対する姿勢

校長を中心にすべての教職員が、性的指向や性自認に基づく差別・いじめに対して厳しい態度で臨む姿勢を示すことが重要です。

性的指向・性自認に関して、他の児童生徒と異なることが、いじめの原因になることが考えられます。

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

②相談体制

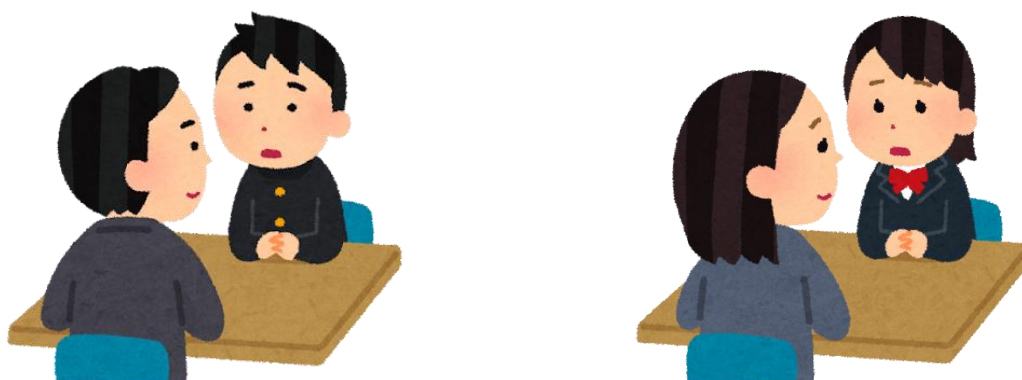
すべての教職員が児童生徒からの言葉を丁寧に受け止め、不用意な言葉で傷つけないように配慮します。まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。

相談に対して学校内での対応が難しい場合は、各種相談窓口を活用します。こうした相談には、極めて個人的かつデリケートな情報を含むため、意図せぬアウティングをしないよう対応には十分注意が必要です。

③情報提供

児童生徒が性的指向や性自認に関する情報を得られるようにします。

羞恥心やハラスメント・差別を恐れて教職員から情報を得難い場合も想定されることから、校内に関連図書を置いたり、相談窓口の案内提示など、児童生徒が自分自身で調べられる複数の手段を用意することを進めていく必要があります。



④学校生活の各場面での支援

児童生徒、その保護者から相談があった場合は、可能な範囲で希望に寄り添う対応をすることが重要です。その際、プライバシーに配慮し、誰が情報を共有するかなど、本人、保護者、学校、関係機関等と連携しながら対応を考えます。新たな対応等が必要となったときは、児童生徒の成長に合わせて柔軟に対応します。

文部科学省が示す学校における支援の事例

＜文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」より＞

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1 人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（２）教職員の理解

①学習会や校内研修の実施

性的指向・性自認に由来する児童生徒又は保護者からの相談や悩みに、すべての職員が対応できるよう、研修会などにより学んでいくことが大切です。

②教職員、教員養成対象者への配慮

勤務する教職員、保育施設・学校等での教員養成課程や研修生の受け入れの際に、当事者が性的指向・性自認による困難を抱えないよう配慮することが必要です。

（３）教室における配慮

①児童生徒の個別性の受容

児童生徒の性のあり方とそれに対する本人の自覚、受容の程度は個々に違いがあります。そして、児童生徒が置かれている家庭、学校の環境も大きく異なります。

相談に対して、学校として組織的な取り組みが重要であり、児童生徒が秘匿にしておきたいことを考慮して、他の職員等の間で情報を共有する意図を十分に説明し本人から理解を必ず得ることが大切です。

②児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進

性的指向や性自認についても、偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進することが重要です。

性の多様性について扱われなかったり、嘲笑の対象とされたりすることで、当事者である児童生徒が、自己否定や疎外感などを抱くことが考えられます。

性的指向や性自認について人権教育で扱う場合、教員が正しく理解し、学校生活のあらゆる場面で、人権尊重の意識が児童に醸成されるよう適切に指導・支援します。

③多様な生き方を考えた進路指導

性的少数者の児童生徒は、自分が他者と異なる考え、特に自身の将来を思い描きにくい状況にあります。教職員は児童生徒一人ひとりと向き合い、先入観なく進路指導を行い、進路や生き方について学ぶ機会には、多様な生き方があることを指導・支援します。

(4) 課外活動等における配慮

①部活動、施設利用等に関する留意点

部活動への参加は、戸籍上の性別を理由に制限しないようにします。また、施設利用等に際し、性別による違いがある場合には、本人と相談のうえで配慮します。

②役割分担への配慮

戸籍上の性によって役割分担の選択肢が制限される場合には、本人の希望に添えるよう配慮します。

合唱コンクールで声の高低があわない、運動会で本人または周囲の児童に危険が伴う等の理由から、希望の役割を与えられない場合も、本人がやりがいを持って臨めるよう配慮します。

この場合も、本人との話し合いや、このことを理由に他の児童たちとの溝が深まることのないように配慮します。

③課外活動における情報共有

課外活動では、児童生徒への対応に不慣れな方が関わることもあるので、性的指向・性自認に悩む児童生徒への一般的な対応について、予め指導者に対して当ガイドラインや関係リーフレットを配付することで事前の周知に努めます。

但し、安全配慮等の必要から、当事者である児童生徒を特定して先方に伝えざるを得ない場合は、必ず事前に本人（及び本人了解の上で保護者）に十分な説明を行うなど、意図せぬアウティングに注意します。

④標準服等の選択肢の配慮

標準服や体操着、水着など、男女で異なる場合は、選択肢を用意する、もしくは児童生徒の申出によって使用を認めるなど柔軟に対応します。

ジャージや、そのままの標準服で構わないなど、児童によって様々なケースが考えられるので、戸籍での性別を理由に一元的な対応をしないよう注意し、本人及びその保護者との話し合いによって、その児童生徒ごとにルールを定める配慮も必要です。また、児童生徒の成長とともに、ルールを変えるなど柔軟に対応します。

(5) 事務・手続き等における配慮

学校への提出書類や生徒証、学校内での一覧表（名簿や掲示物・配付物）や、学校が配付したり、校内用に作成したりする書類、卒業証明書も含め、性別記載欄の必要の有無を見直していきます。

5 相談窓口（参考）

市には、性の多様性に関する専門的な相談窓口はありませんが、市民や職員からの相談内容を丁寧に聞き取るにより、適切な相談窓口を案内できる場合があります。対応に当たっては、相談者からの相談内容をよく確認したうえで、配慮のある対応を心がけましょう。

（１）民間の相談窓口

相談名	内容	相談日・時間	問合せ先
よりそい ホットライン 	性別の違和や同性愛など性的指向や性自認に関することでお困りの方へ相談員が情報を提供します。	24 時間対応	0120-279-338
千葉県弁護士会 LGBTs 専門相談 	LGBT や多様なセクシュアリティの方が抱える法的な問題や悩み事などについて、性の多様性に理解のある弁護士に面談相談していただけます。	平日午前 10 時～ 午後 4 時 (午前 11 時 30 分～ 午後 1 時を除く) ※初回相談 30 分無料	043-306-9873

（２）千葉県の相談窓口

相談名	内容	相談日・時間	問合せ先
千葉県 LGBTQ 相談(千葉県庁) 	県内の LGBTQ 当事者やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについて相談に応じています。	電話又はメール 第 2 土曜日 午後 1 時～4 時 第 4 火曜日 午後 7 時～10 時	相談先 0120-311-556 メール：soudan @chibalgbtq.jp
女性のための 総合相談 (千葉県男女共同参 画センター) 	誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱える女性の相談に応じています。	電話(面談) 火曜日～日曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前 9 時 30 分～ 午後 4 時	04-7140-8605
男性のための 総合相談 (千葉県男女共同参 画センター) 	誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱える男性の相談に応じています。	電話(面談) 火曜日・水曜日 午後 4 時～8 時 土曜日 午後 0 時 30 分～ 4 時 30 分 (祝日・年末年始を除く)	043-308-3421

(3) 白井市の相談窓口

相談名	内容	相談日・時間	問合せ先
性の多様性に関する担当課 	性の多様性に関することを含め、男女共同参画や人権などを所管しています。	市役所開庁日の 午前8時30分～ 午後5時15分	市民活動支援課 市民活動支援係 047-401-4078
人権相談 	いじめ、差別、家庭問題などの相談に応じます。	原則毎月第2木曜日 (8月は除く) 午前10時～午後4時 ※前日の正午までに要予約	市民活動支援課 市民活動支援係 047-401-4078
福祉相談 	相談者の抱える問題や悩みを整理して、問題解決の方策を相談者と一緒に考え、市の関係部署、他の公的機関や民間のサービス提供機関などと連携して、問題解決の支援をします。	土曜日・日曜日・祝日を 除く 午前8時30分～ 午後5時15分	社会福祉課 厚生係 047-497-3482
医師による こころの健康相談 	うつ病等こころの健康を中心に、保健・福祉・生活に関する相談に対応します。	毎月第2木曜日 午前10時～正午 ※前日の正午までに要予約	障害福祉課 障害支援係 047-497-3483 [保健福祉センター] 3階 相談室
精神保健福祉士による こころの健康相談 	うつ病等こころの健康を中心に、保健・福祉・生活に関する相談に対応します。	毎月第2・第4水曜日 午前10時15分～ 午後3時 ※予約優先	障害福祉課 障害支援係 047-497-3483 [保健福祉センター] 3階 相談室
教育相談 (小・中学生及び その保護者) 	不登校・いじめ・性格・行動・しつけ・心や体の発達・学業・進路・友人関係・家庭教育などの相談を受け付けています。	火曜日～金曜日 午前9時30分～ 午後4時30分	教育支援課 支援班 047-492-2301
家庭児童相談室 (白井市子ども家庭 総合支援拠点) 	市内の18歳未満の子どもとその家庭を対象に、社会福祉士、保健師、保育士等の専門の相談員が、子育ての不安の軽減や児童虐待の防止、ヤングケアラーへの支援など、様々な悩みについて相談に対応します。	平日8時30分～ 午後5時15分	子育て支援課 家庭児童相談室 047-497-3477

参考資料

各種様式等における性別記載方針

平成31年3月

白井市

1 「各種様式等における性別記載方針」策定の背景と必要性

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、このころから性同一性障害の人への人権擁護の観点から、性別記載欄を見直す自治体が増加してきた。

本市においても、性同一性障害の人だけではなく、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一環として、各種様式等における性別記載欄の見直しについて平成16年度から取り組んできた。

また、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとする一方、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実を図るとしている。

しかしながら、これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種様式等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。

このことから、各種様式等の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別記載欄を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため「各種様式等における性別記載方針」を策定する。

※本方針における「各種様式等」とは、申請書、届出書、証明書、アンケート等をいう。

2 各種様式等における性別記載欄の現状

平成30年度に実施した各種様式等における性別記載欄に関する調査の結果、各種様式等における性別記載欄の現状は以下のとおりである。

区 分	件数
根拠法令等あり	65
（法令・千葉県例規で規定）	（30）
（市の例規で規定）	（35）
根拠法令等なし	50
合 計	115

3 性別記載に関する基本的な考え方

性別記載の基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別記載欄は設けない。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等において様式を定めているものを除く。

① 業務上性別情報が必要な場合

(ア) 統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策へ反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要なとき。

(イ) 医療上、性別情報を収集する必要がある場合

住民健診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき。

(ウ) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合

休憩室や更衣室の確保など、性別により対応内容が異なるとき。

(エ) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

本人確認の手續上、戸籍上の性別情報が必要なとき。

(オ) 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合

様々な活動に参画する機会の性別による差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状を把握するために必要なとき。

(カ) (ア) から (オ) のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

② 性別情報が必要な場合の配慮

性別情報を収集する場合は、自ら性別を記入してもらう自由記載方式や、以下に例示する「男女」だけではなく他の選択肢を加えるなど、性的少数者へ配慮した方式についても検討する。ただし、明確に性別が分からないと業務上支障がある場合については、男女二択方式とする。

例 1	性別を丸で囲む方式に、自由記載できる欄を設ける	男性 女性 ()
例 2	性別にチェックを入れる方式に、「無回答」欄を設ける	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ 無回答

4 本方針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については、**3 性別記載に関する基本的な考え方**（以下「基本的な考え方」という。）により、性別記載欄の必要性を判断する。

また、**2 各種様式等における性別記載欄の現状**の表にある「市の例規で規定」35件及び「根拠法令等なし」50件については、基本的な考え方に基づき性別記載欄を見直す。

【参考】

性別記載の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	法令等により性別記載が定められている場合	・条文に性別記載する旨が規定されているか。 ・法令等で様式が定められているか。 ・法令等で申請等が義務付けられているが様式の定めがない場合、不要に性別記載を求めているか。
2	統計的調査・アンケート等を行う場合	・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映するものであるか。
3	医療上性別情報を収集する場合	・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。
4	性別により配慮または対応を区別する必要がある場合	・更衣室、休憩室やトイレ等、性別により区別が必要か。 ・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
5	本人確認として性別情報を収集する場合	・性別以外の情報（氏名・住所・生年月日等）で本人確認ができないか。
6	男女共同参画推進のため性別情報を収集する場合	・「白井市男女平等推進行動計画」において、数値目標等が定められているか。 ・性別による差を改善するために、収集した情報は業務で利用するものであるか。
7	その他上記以外の理由で性別情報収集を行っている場合	・情報利用可能なシステム等ですでに性別情報を保有していないか。 ・他自治体等との共有システム利用の場合、更新や改修時に性別情報収集の必要性を協議できるか。 ・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で性別記載を求めている場合など、必要性について協議できるか。

白井市職員・教職員のための
性の多様性に関するガイドライン
令和6年3月発行
令和6年9月改訂

発 行 白井市
担 当 市民環境経済部市民活動支援課
住 所 白井市復1123
電 話 047-401-4078
FAX 047-491-3551